

## 志木市役所庁舎グランドテラスキッチンカー飲食物販売業者募集要項

### 1 趣旨

市役所及び市役所エリアには飲食店が少ないことから、いろは親水公園等の施設への来訪者の利用促進及び職員の利便性向上を図ることを目的として、市役所グランドテラスにおいてキッチンカーでの飲食物を販売する事業者を募集します。

### 2 キッチンカー食品販売の概要

#### (1) 販売期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(令和6年12月29日から令和7年1月3日までの期間を除き、状況に応じて実施日を変更する場合あり。)

#### (2) 販売時間

原則として、午前11時から午後1時30分まで  
(グランドテラスにおいて、催事が開催される日に限り、別途協議の上、販売時間を決定する。)

#### (3) 1日の販売者の上限

4者までとし、1日の上限を超えて応募が合った場合は抽選とする。

#### (4) 車両が入れる時間帯

午前10時から午後2時30分まで

#### (5) 販売場所

志木市役所 グランドテラス (別紙参照)

#### (6) 販売スペース

キッチンカー1台及び簡易食事スペース(キッチンカーの駐車場所を含んで3×5m以内)とし、詳細な販売場所は、出店事業者間で協議の上、変更することを可能とする。

#### (7) 車両について

耐荷重制限があるため、軸重が1トンを超えない車両に限り入場を可能とする。

#### (8) 出店にかかる使用料

無料

#### (9) その他

災害が発生したときや市の都合等により、出店の中止、または販売場所を変更する場合があります。

### 3 申込資格

申込みをすることができる事業者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 埼玉県のとめる移動販売車の営業許可がある者。  
※さいたま市、川越市、越谷市、川口市の営業許可は不可  
(令和3年6月1日以降に埼玉県内いずれかの自治体で許可を受けた事業者については可とする)
- (2) 食品衛生責任者の資格を有する者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

#### 4 申込方法

- (1) 別紙「志木市役所グランドテラスでのキッチンカー販売申込書」に営業許可証、食品衛生責任者の資格を証明するもの、車検証の写しを添付し、郵送または直接産業観光課窓口まで提出するものとする。
- (2) 応募者が多数の場合は、抽選により決定する。

#### 5 販売の条件について

- (1) 販売することができる商品は、持ち帰ることが可能な容器で提供すること。
- (2) 酒類販売及び持ち込みは不可。ただし、イベントの実施期間中は協議の上、提供することができることとする。
- (3) 事業者の都合により弁当等の販売を休店する場合は、あらかじめ周知すること。
- (4) 飲食物の空容器を回収するゴミ箱等の用意及び処分は事業者の責任で対応すること。
- (5) 販売に関する問い合わせ及び苦情等については、事業者の責任で対応すること。
- (6) 販売に関する電気、ガス及び水道は、各自用意すること。

#### 6 衛生管理について

- (1) 販売スペースは使用の前後に事業者が協力しあって清掃及び消毒を行うこと。なお、清掃及び消毒に係る清掃用具は、事業者で用意すること。
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可の申請その他法令で定める官公署への申請、届出については、全て事業者の負担で行うこと。
- (3) 事業者は、清潔維持及び衛生管理に特に注意すること。食中毒等が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応をするとともに、速やかに市へ報告し、事業者の責任のもと、誠意をもって対処すること。

#### 7 遵守事項

- (1) グランドテラス入口からの進入が許可されることから、通常の市役所利用者とは異なる

り、他の来庁者への影響がないよう注意し、安全対策を講じること。

- (2) 販売した飲食物の空容器は、必ず回収してから撤収すること。また、臭気が充満しないように、ごみ箱にふたをするなどの対策を講じること。
- (3) 賠償責任保険等に参加し、出店に伴い生じた施設や第三者に対する損害、事故や苦情については、出店者が一切の責任を負うこと。
- (4) 火気を使用する場合は、事業者で消火器を用意し設置すること。
- (5) 出店場所は、禁煙とする。
- (6) 政治的又は宗教的な勧誘活動及び宣伝活動を行わないこと。
- (7) 事業者の都合により、販売期間の途中で販売を辞退する場合は、1月前までに市まで連絡すること。
- (8) 市の都合により飲食物の販売事業を終了する場合は、1月前までに事業者連絡すること。
- (9) 事業者は、急に休店する場合は、市まで連絡すること。

## 8 その他

本募集要項に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定することとする。

## 9 問い合わせ

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

志木市役所 産業観光課

電話 048-475-7360

FAX 048-474-4462

メール sankan@city.shiki.lg.jp